

観音寺市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年11月15日

観音寺市監査委員 大 西 保 行

観音寺市監査委員 詫 間 茂

令和5年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(有木宮農飲雑用水施設)

観音寺市監査委員

公の施設の指定管理者（有木宮農飲雑用水施設）監査の結果について

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

有木宮農飲雑用水施設

第3 監査の期間

令和5年10月10日から同年11月14日まで

第4 監査の方法

令和4年4月1日から令和5年9月30日までの当該公の施設の管理にかかる出納その他の事務の執行が、観音寺市有木宮農飲雑用水施設条例、有木宮農飲雑用水施設指定管理者基本協定書及び有木宮農飲雑用水施設の管理に関する年度協定書に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、指定管理者及び所管部局から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者から説明を聴取して監査を実施した。

第5 監査対象の概要

- | | |
|---------|---|
| 1 指定管理者 | 有木宮農飲雑用水施設管理組合 |
| 2 指定期間 | 平成23年4月1日から令和3年3月31日まで
令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
※ 同一指定管理者の再選定による継続指定管理 |
| 3 所管部局 | 経済部農林水産課 |
| 4 指定管理料 | 100,000円 |
| 5 選定方法 | 非公募（下記の設置目的によって設置した施設であり、受益者が組織する有木宮農飲雑用水施設管理組合が設置当初から飲雑用水施設管理運営規定を定め管理運営をしてきており、引き続き管理することが適当であると考えられるため。） |

- 6 設置目的 育苗、病虫害防除、家畜の飼養、農作物及び農業用機械の洗浄等のための営農用水と併せて、生活用水等の供給を行うことにより集落営農の振興と衛生的かつ近代的な農村生活を実現することを目的とする。
- 7 施設の所在地 観音寺市大野原町有木地内
- 8 敷地面積 58.59 m² (配水池 21.94 m² 濾過池 36.65 m²)
- 9 指定管理者が行う業務 (条例第6条、基本協定第5条で定められている業務)
- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務

第6 監査の結果

指定管理者及び所管部局の出納その他の事務は、目的に従い概ね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第7 意見等

1 監査対象団体について

- 組合長が会計を兼務しているが、組織を統括する最高責任者と出納責任者が同一人物というのは、管理運営上、会計事務が適切に処理されているかのチェック機能が働かなくなる可能性があると思われるので、個々に選任されたい。また、運営規定に沿った役員を選任されたい。
- 運営規定にある経理関係帳簿を作成し、金銭の管理を行われたい。
- 利用料金の徴収業務として、利用料の領収書を発行されたい。
- 総会等の議事録を作成し、重要書類は保管し引き継ぎされたい。
- 維持管理費については、指定管理者の提供するサービスが安定的に提供できるかを財政的な観点から総合的に見たうえで、市担当課や総会等で協議されたい。

2 所管部局について

今後も適切な管理が行われるように、指定管理者と常に連絡、協議を図り、所管部局として協力体制を取りつつ、引き続き、設置目的に沿った施設となるよう努められたい。

- 施設管理は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。また、指定管理者と締結した協定書等に基づく義務の履行が適切に行われているか確認し、改善すべき点があれば厳正に指導されたい。
- 業務の履行確認については、業務日誌等で事業運営施設の管理運営状況の把握に努められたい。
- 基本協定書に基づく定期調査時には、適時かつ適切に報告を求め、出納関係帳簿、記帳が適正に行われ、領収書類等の整備、保存が適切になされ、事業報告書の内容と差異はないか点検のうえ、必要に応じて指示を行われたい。